

日本 QA 研究会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会の名称は、日本 QA 研究会 (Japan Society of Quality Assurance; JSQA) とする。

(目的)

第 2 条 本会は、医薬品、農薬、化学物質、食品、医療機器、動物用医薬品、飼料添加物等における品質および信頼性保証に係わる業務を行う者の知識および技術レベルの向上、発展を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。なお、活動期間は 1 期 2 年とする。

- (1) 品質および信頼性保証に関する研究
- (2) 収集情報、研究成果に基づく資料等の発行
- (3) 研究会、講習会等の開催
- (4) 関係官庁、関係団体との交流
- (5) 関係行政機関からの情報収集と会員への情報提供
- (6) 海外関連機関との交流および海外情報の収集と会員への情報提供
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

(組織構成)

- 第 4 条 本会は、会を円滑に運営するために役員会、委員会、事務局を置く。
- 2 本会は、会の目的を遂行する研究会活動を円滑に進めるために、部会を置く。
 - 3 本会は、新たな研究会活動を専一に行うために、特別部会を置くことがある。

(事務局)

- 第 5 条 事務局の運営は、事務局長が統括する。
- 2 事務局長は、役員会の指示のもとに事務局業務を行う。
 - 3 事務局は、会の庶務事項および会計業務のほか、会の活動計画の企画・推進および広報・渉外活動の窓口業務を行う。
 - 4 事務局は、部会活動ならびに役員会が設置した委員会およびプロジェクトをサポートする。
 - 5 事務局は業務を効率的に行うため、必要に応じて各担当の責任者を置くことができる。

第 2 章 会員

(会員)

- 第 6 条 会員は、品質および信頼性の保証を業務とする者ならびにこれらに関心のある者とする。
- 2 会員は、法人会員（法人代表会員および法人一般会員）、個人会員、特別会員、名誉会員とする。
 - 3 法人会員は、賛助会費を納入した法人に所属する会員とする。賛助会費を納入した部会・特別部会ごとに、法人会員を代表する 1 名を法人代表会員とする。

- 法人一般会員は、その他の者とする。
- 4 個人会員は、法人会員になることが困難な大学関係者、海外からの希望者、当会の元会員で法人企業を退職した者等とする。
 - 5 特別会員は、本会の活動について助言を求めため、役員会の議を経て会長が委嘱した者とする。
 - 6 名誉会員は、本会の発展に特に功績のあった会員で、役員会により推薦され、総会で承認された者とする。
 - 7 選挙権および総会での議決権を有する者は、法人代表会員とする。

(入会)

第7条 本会に入会を希望する法人(法人代表会員)および個人会員は、希望する部会毎に入会申し込みを行い、役員会の承認を得なければならない。

ただし、既に部会に所属している法人が他の部会に入会を希望する場合は、役員会の承認は不要とし報告事項とする。

- 2 承認された法人における法人一般会員の入会は、法人代表会員の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、年会費として賛助会費および個人会費を納める。

- 2 法人は賛助会費を、部会・特別部会ごとに納入する。
- 3 法人(代表及び一般)会員は個人会費を、部会・特別部会ごとに納入する。
- 4 名誉会員および特別会員の会費は免除する。
- 5 会員以外から選出された会長の会費は免除する。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするとき、および会員の資格を喪失したときは変更・退会届を提出しなければならない。

- 2 会費を該当年度に納付しなかったときは、退会したものとみなす。

第3章 役員および監事

(役員構成と責務)

第10条 役員構成は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 部会選出の役員 各部会 5名以下
- 2 役員は、役員会、委員会、部会幹事会および事務局を通じて本会業務の円滑な運営を図る。

(役員選任)

第11条 部会選出の役員は、当該部会所属の法人会員および個人会員の中から選任される。

各部会は、役員候補者から部会毎に定めた定数(5名以下)の役員を、法人代表会員による選挙で選任する。

部会選出の役員が期首・期中において定数に満たない場合は、部会幹事会で役員候補を選出し、当該部会の法人代表会員の承認を得、会員に報告する。

部会選出の役員は部会毎に互選により部会長1名を選出し、部会総会および総会にて報告する。

- 2 会長は、次のいずれかにより役員会で候補者が選出され、総会で承認を得る。

(1) 役員相互による。この場合、必要であれば役員欠員を当該部会幹事会で補欠選出する。

(2) 会員以外から選出する。

(会長)

第12条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(副会長)

第13条 副会長は、会長を補佐し必要に応じて会長の職務を代行する。

2 副会長は、部会長が兼任する。

(役員任期)

第14条 役員任期は1期2ヵ年とするが、連続して3期まで再任できる。

2 期中に補欠選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。残任期間が1年を超える場合は1期とする。

3 会員以外から選出された会長の任期も1期2ヵ年とするが、本条第1項の規定に関わりなく再任を可とする

(監事)

第15条 監事は本会の業務を監査する。

2 役員会は、各部会から選任された監事各1名を総会に報告する。

3 監事任期は1期2ヵ年とするが、連続して3期まで再任できる。

4 監事に欠員が生じたときは、部会幹事会で候補を選出し部会で補欠選任する。ただし、期中に補欠選任された監事任期は、前任者の残任期間とする。残任期間が1年を超える場合は1期とする。

第4章 会議

(総会)

第16条 総会は、法人代表会員によって構成され、会長が招集する。

2 総会は、定例総会および臨時総会とする。

3 定例総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、必要の都度会長が招集する。

5 総会は、次の事項について議決する。

(1) 活動計画および予算

(2) 活動報告および決算

(3) 会則の変更

(4) 会費の改定

(5) 解散

(6) その他上記に準ずる重要事項

6 総会の議長は会長もしくは会長の指名した者が務める。

7 総会は、法人代表会員の過半数の出席により成立する。ただし、総会に出席できない場合は、委任状によって出席に換えることができる。

8 総会の議事は、別条に定める場合を除き、出席した法人代表会員および法人代表会員が代理人と定めた法人一般会員の過半数で議決するものとする。

(役員会)

- 第 17 条 役員会は、会長および部会選出の役員により構成する。
- 2 役員会は、会長が招集し、年 4 回以上開催する。
 - 3 役員会は、全役員の過半数、且つ各部会から少なくとも 2 名の役員の出席をもって成立する。
 - 4 役員会は別条に定めのあるもののほか、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に提出すべき議案
 - (2) 各種委員会の正副委員長
 - (3) 各種委員会の提案事項
 - (4) 本会業務の処理に必要な規則の作成、改廃
 - (5) 本会業務の執行に関する事項
 - (6) その他会長が必要と認めた事項
 - 5 役員会の議決は、出席役員の過半数の承認を要する。賛否同数の場合は会長に最終判断を委ねる。
 - 6 監事は役員会に出席して意見を述べることができる。
 - 7 役員会は、議題の必要性に応じて名誉会員、特別会員、委員会委員長、特別部会代表者、事務局局長などの出席を求める。
 - 8 会長は、予期しえぬ事態が発生し、欠席する場合には、副会長に委嘱しなければならない。その場合は、後刻、役員会の決議について確認し、意見を述べるものとする。

第 5 章 委員会、部会、分科会 および課題研究グループ

(委員会)

第 18 条 役員会は、本会の目的を効果的に達成するため、また本会の運営を円滑に且つ効率よく行うために以下の常設委員会を置く。

- (1) 総務委員会
 - (2) 財務委員会
 - (3) 広報委員会
 - (4) 行事委員会
 - (5) 教育委員会
 - (6) 国際委員会
- 2 常設委員会の活動は、役員会に報告し承認を得る。
 - 3 役員会は、特定の問題解決のため非常設の委員会あるいはプロジェクトを置くことができる。非常設委員会およびプロジェクトは検討結果を役員会に報告し、承認を得る。

(部会、特別部会および分科会)

第 19 条 部会は、課題研究の推進、管理を効率的に行うため、課題研究グループを適切な単位にまとめた分科会を置く。

分科会長の選出は分科会員の互選による。

- 2 部会は、部会長以下の部会選出の役員、分科会長および課題研究グループ幹事で構成する部会幹事会で運営する。
- 3 特別部会は、役員会により設置され、活動実績により総会の承認を得て、常設の部会に置き換える。
- 4 特別部会は部会に準じて選任された部会長ならびに、必要に応じて選任・選出される他の役員、分科会長および課題研究グループ幹事を含む部会幹事会で運営する。

(課題研究グループ)

第 20 条 本会の目的とする研究会活動を行うために研究課題を設定し、課題毎に課題研究グループを置く。

- 2 研究課題は部会幹事会で設定し、役員会の承認を得る。
- 3 部会または分科会横断的な研究課題、あるいは特定課題のためのグループを置くことができ

る。

第6章 会計

(会計)

第21条 本会の運営に要する費用は、会員の年会費、臨時会費および寄付その他の諸収入をもってこれに当てる。

(会計年度および活動期間)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。ただし、活動期間は2年とする。

(活動計画および予算)

第23条 本会の活動計画および予算は、会長が役員会の議を経てこれを作成し、総会の承認を得なければならない。

(活動報告および決算)

第24条 本会の活動報告および決算は、会長が役員会の議を経てこれを作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第25条 会則の変更は、総会において出席した法人代表会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第26条 本会を解散するには、総会において出席した法人代表会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第8章 雑則

(雑則)

第27条 会則の運用細目を規定するため、諸規則を定める。

2 諸規則は役員会の議を経て会長が定める。

附則1	平成	4年	2月	6日	制定
附則2	平成	5年	3月	4日	改定
附則3	平成	6年	3月	15日	改定
附則4	平成	7年	3月	2日	改定
附則5	平成	8年	2月	29日	改定
附則6	平成	10年	3月	19日	改定
附則7	平成	11年	6月	3日	改定
附則8	平成	12年	3月	15日	改定
附則9	平成	13年	5月	31日	改定
附則10	平成	14年	5月	31日	改定
附則11	平成	17年	6月	2日	改定

附則 12	平成 19 年	5 月 31 日	改定
附則 13	平成 20 年	6 月 6 日	改定
附則 14	平成 22 年	6 月 11 日	改定